

令和5年度 雲仙市地域おこし協力隊員（林業） 募集要項

雲仙市は、長崎県の南部、島原半島の北西部に、雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有し、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園、及び島原半島県立公園に指定されている自然豊かな地域です。

このように豊富な資源に恵まれている本市であります。人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻な問題となっています。

本市の地域力の維持・強化を図るために、地域の方々と一緒になって地域おこし活動に協力していただける意欲あふれる新たな担い手を募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員（林業） 1名

2 応募条件 以下のすべての項目に該当する方

- (1) 申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等から雲仙市内に生活の拠点を移し、住民票を移動できる方

※地域要件に関する確認については、お問合せいただくか、下記 URL 総務省地域おこし協力隊ホームページ「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参考にしてください。

→ https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

- (2) 令和5年11月1日現在において、年齢が18歳以上の方
- (3) チェーンソーまたは刈払い機の資格を有する方
- (4) 普通自動車運転免許（MT車運転可）を有している方
- (5) パソコン（文書作成、表計算など）の一般的な操作ができる方
- (6) 地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- (7) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (8) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (9) 市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

3 所属・活動地域

(1) 所属：雲仙市役所 農林水産部 農林課

(2) 活動地域：市内林業事業体、雲仙市役所など

※山林などの現場での活動となる場合でも、勤怠の確認のため出退勤は雲仙市役所、または現場近くの総合支所となります。

4 主な活動内容

本市では、約7割の森林が人工林であり、伐期到来期を迎えた森林が多くあります。その中には所有者不明の森林や荒廃化が進む森林も少なくありません。このような森林や山林などは、雲仙森林組合をはじめとする林業事業体が整備や維持管理に寄与しています。

しかしながら、高齢化や後継者不足、林業への意欲・関心の低下により、本市における林業の担い手が不足していることから、森林の整備・維持管理が追い付いていないことが現状です。

本市が取り組むべき課題として、

課題①：林業の担い手の育成

課題②：林業を通じた関係人口の増加

があげられる。これらの課題を解決するため、地域おこし協力隊員（林業）の活動内容は以下のとおりとする。

(1) 林業の実践

市内林業事業体の業務に従事しながら林業の現場作業を実践し、林業に関する知識や技術などを習得することにより、自らが林業の担い手になることを目指す(課題①への対策)。

(2) 林業に関するPR

林業に関するPRを行うことにより、林業の担い手となりえる人を雲仙市に呼び込むこと(課題①への対策)、及び雲仙市の関係人口を増やすこと(課題②への対策)を目指す。PRに関する具体的な活動内容は以下のとおり。

(ア) フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等のSNSを用いた情報発信

(イ) 都市部で開催される移住相談会への参加

(ウ) 本市が開催する関係人口イベントへの協力・参加

(エ) その他関係人口を増やすための活動

5 勤務時間

週37時間30分程度

勤務1日7時間30分（8時30分～17時00分）、月曜日から金曜日までの週5日勤務を基本とします。

活動内容によっては、早朝、土、日、祝日に勤務することもあるため、上記を超えない範囲で変更します。

6 雇用形態・任用期間

(1) 雲仙市地域おこし協力隊員として市長が任用します。

(2) 任用年月日は、令和6年2月頃を予定しており、採用が決まり次第、ひと月の準備期間を設けます。具体的な日程は応募者と市が協議の上決定します。

(3) 任用期間は、1年を超えない範囲で市長が定め、3年を限度として延長することができるものとします。

任用期間の延長については、毎年3月に市長が活動実績をもとに判断します。

7 給与・賃金等

月額176,322円

※通勤手当についても支給いたします。（支給額は自宅から勤務地までの距離により決定します。）

※そのほか、退職手当及びその他の支給はありません。

8 福利厚生等

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

(2) 活動にかかる車両、燃料、パソコン等事務用品等の経費は、予算の範囲内で市が負担します。

(3) 年次休暇等は市の規則を適用します。

(4) 地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。公用車は私用では使えません。

※移住・定住に関する各種支援制度については以下の URL をご確認ください。

→ <https://www.city.unzen.nagasaki.jp/ijuu/default.html>

（雲仙市に住もう 雲仙市移住・定住・婚活支援サイト）

9 応募手続

(1) 応募受付期限

令和5年12月26日（火）必着

なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、住民票を添付し、下記提出先まで郵送で提出してください。

10 選考

(1) 第一次選考

書類選考を行い、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考

一次審査の合格者を対象に、面接を雲仙市で実施します。

面接は書類選考結果送付後の翌週に実施する予定ですが、日時は雲仙市と応募者との調整により決定します。

詳細は、一次審査結果の通知の際にお知らせします。

※第二次選考に要する旅費は個人負担です。

11 その他

引越費用（本市への転入・本市からの転出）は個人負担です。

また、住居について相談には応じますが、ご本人でご契約していただき、家賃は個人負担となります。

※本市では、補助要件（35歳以下等）を満たしたUIターン者の家賃24カ月分を支援しています！

◆雲仙市若者UIターン家賃補助金◆

○支援対象：平成30年4月1日以降に転入した若者（18歳以上35歳以下）を含む世帯（その他、要件あり）

○支援内容：家賃24ヶ月分の支援。

・単数世帯上限：15,000円/月

・複数世帯上限：25,000円/月

詳しくは、下記URLよりご確認ください。

<https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0031614/index.html>

1 2 提出・問合せ先

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 農林水産部 農林課 林務班

担当：野中・岩下

TEL：0957-47-7828

FAX：0957-38-3205

E-Mail：norinsuisan@city.unzen.lg.jp